

お知らせ

「 特定疾患管理料から生活習慣病管理料への移行について 」

厚生労働省からの通達により2024年6月1日より診療報酬が改定されます。

この大幅な診療報酬改定に伴い、生活習慣病（糖尿病・高血圧症・脂質異常症）を主病とする患者様にこれまで算定していた「特定疾患療養管理料」から、個人に応じた療養計画に基づき総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行するよう厚生労働省から指示がありました。

国が指定する「生活習慣病療養計画書」を作成することで、患者様と達成目標を共有し、総合的な治療管理をしてさらにより治療につなげてまいります。

療養計画書作成にあたり、患者様の署名が必要になりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◇計画書開始時期 2024年6月1日から

◇対象になる患者様 高血圧 脂質異常症 糖尿病

◇療養計画書 作成した療養計画書をお渡しします。

ご署名（サイン）をお願いします。

くまい医院・院長